

## 江東区立若洲公園のリニューアルに向けた整備管理運営事業（仮称）に関する質問・回答

No	質問内容	回答
1	用途地域の見直しを検討されているとのことですが、第一種住居地域への変更は可能となる見通しでしょうか？現在の感触等ご教示いただければと存じます。	用途地域については東京都が決定権者であるため確定ではありませんが、都と協議を行い、素案について区議会に報告を行うなど、令和4年3月末の東京都への原案提出期限に向けて調整を順次進めております。
2	一般的なファイル送信サービスでの提出は可能でしょうか。	区のセキュリティ上、一般的なファイル送信サービスは対応できません。4MBを超えるファイルを送る場合は、分割して送付いただくか、区のファイル転送システムをご利用いただけます。詳しくは実施要領巻末の問い合わせ先にご相談ください。
3	事業開始期間が設計施工期間も含まれるのか。	設計・施工期間を含めて事業期間内に完了させるものとしてください。 （追記）ただし、施設整備に必要となる各種準備（設計等）については、必要に応じ事業期間前（基本協定締結から事業期間開始までの間）に実施することも許容します。
4	施設の見学は自由に出来るのでしょうか。 （一部回答を修正しました。）	公園自体は24時間開放されていますので自由に見学できますが、サービスセンターやキャンプ場などの施設に関しては、下記連絡先に直接ご連絡いただいたのちに、下記受付時間帯に施設見学ができます。 【若洲公園キャンプ場】 T E L：03-5569-6701 担 当：町田、高橋 受付時間：午前10時から16時（平日のみ） 定 休 日：火曜日

5	ビジターセンターの図面は公表いただけますか	開示資料1, 2以外の資料については、情報公開制度を活用いただいで有償にて開示請求を行っていただく必要があります。なお、サービスセンターなどの施設の図面等各種必要資料は、公募時には参考資料等として開示する予定です。
6	現在の予定だと公園再整備後に指定管理者を別途公募するということでしょうか？	現時点では、区の指定管理者の選定手続きに則り、公園再整備の概要がまとまった後に、別途指定管理者を公募する必要がありますが、民間事業者として、どのような選定スケジュール、また、管理手法が良いか等のアイデアも提案・意見いただければと考えております。
7	ちなみに、現行の指定管理者の業務期限はいつまででしょうか？	資料1「江東区立若洲公園の概要」のP.13にもありますとおり、令和5年度末までとなっております。
8	風力発電施設の撤去は考えられないのでしょうか	現時点では考えておりませんが、事業を実施する上での問題点等ございましたら、提案・意見いただければと考えております。
9	サウンディングがオンラインになった場合、資料を事前にお送りすることはできますか。	事前にお送りいただいても構いません。メール送付の場合は、実施要領のP.7の下線部にもありますとおり、データ容量にご注意ください。
10	江東区としてどのような屋外スポーツ施設の設置のイメージはあるのでしょうか？	特定のスポーツ施設のイメージはございません。自由にご提案ください。
11	アウトドアセンターと海釣売店が指定管理者の所有物とのことだが、建物自体を設置されたのでしょうか？	アウトドアセンターと海釣売店は現在の指定管理者が設置したもので、トレーラーハウスもしくはコンテナ形式です。
12	平成30年のサウンディング時の資料（事業者からの回答等）を拝見する事は可能でしょうか。	資料の著作権は参加者に帰属するため、不可とします。
13	特定公園施設の整備にあたり改修した資産は、提案者の資産でしょうか？それとも区に寄贈となるのでしょうか？	特定公園施設に関しては、整備後速やかに区へ引渡しすることを基本とします。
14	土地の用途変更は、江東区と東京都との調整が必要と聞いております。事業開始（令和6年4月）までに可能という認識でよろしいでしょうか。	現時点では令和5年度中に変更可能と考えています。

15	特定公園施設とは、公園内のどの部分のことでしょうか。	特定公園施設とは、都市公園法において、園路、広場その他国土交通省令で定める公園施設であって、公募対象施設の周辺に設置することが公園利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものとされています。本事業においては、本事業で整備される施設のうち公募対象施設、利便増進施設以外で、区が所有権を有する公園施設が該当すると考えております。
16	特定公園施設の整備で、「費用の一部を区が負担することも検討」とありますがどのような場合を想定していますでしょうか。	Park-PFI制度では、事業者が設置する収益施設（公募対象公園施設）の収益の一部を活用して特定公園施設の整備を行うこと、とあり、特定公園施設の全部を事業者の負担のもと整備することも想定されますが、整備費用が収益によって賄いきれない場合は、当該部分について区が負担することとします。
17	駐車場は指定管理者の管理運営でよろしいでしょうか。 駐車場の利用料金は条例で定められてますが変更も可能でしょうか。	現時点では現状と同様指定管理者による管理運営を考えており、Park-PFI事業者が、改めて区が定める手続きを通じ、指定管理者の指定を受けて管理運営ができるよう、具体的な手続きを検討中です。また、Park-PFI事業者が管理許可を受けて管理運営するパターンなど、提案によっては柔軟に検討したいと考えております。利用料金の変更につきましても検討可能と考えておりますので、提案・意見いただければと思います。
18	イベント広場の改修について、「必要な設備等の設置」とありますが、電気設備等のインフラ整備という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、イベント広場の改修にあたって、その他必要な設備等があれば、電気設備等のインフラ整備以外にも法制度等を遵守することを前提に提案を行うことができます。
19	社会資本整備総合交付金とは、どのようなものでしょうか。この交付金は、事業者が申請するものでしょうか。	地方公共団体に対する国土交通省所管の交付金です。地方公共団体向けの交付金のため、事業者が申請等を行うことはございません。ただし、当事業に係る国からの調査や資料作成にご協力いただく可能性はあります。

20	利用者数（試算値）の計算式をご教示いただくことは可能でしょうか。また、2020年度の利用者数の減少は、月別推移の表にある通り、1月～3月の利用者の影響だと思いますが、園内のサービスをコロナで中止していたという認識で間違いないでしょうか。	1月から3月の間、キャンプ場、自動車駐車場等を閉鎖していたため、利用者が減少したと考えております。
21	収入として利用料金収入がありますが、内訳をご教示願います。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
22	指定管理料が2019年度から減額されておりますが、減額理由をご教示いただくことは可能でしょうか。（維持管理範囲の変更など）	事業計画書の承認にあたって行う区と指定管理者の協議の中で、過年度の実績等を勘案して収支計画を精査した結果、指定管理料が減額となりました。なお、維持管理範囲の変更などによるものではありません。
23	施設の改修履歴・改修費用がわかる資料がございましたら、ご教示いただくことは可能でしょうか。また今後既存建物の図面を公募参加者へ配付する予定はございますでしょうか。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
24	2022年1月、現地に伺ったところ遊具の一部が閉鎖されておりましたが、コロナの影響によるものでしょうか。それとも破損・故障により利用を制限しているのでしょうか。	遊具の一部が破損しているため閉鎖しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による閉鎖ではございません。
25	24時間管理は有人でしょうか。または一部無人管理なども導入されておりますでしょうか？	24時間有人にて管理しております。
26	現在の車両動線ですと、若洲公園にサインを設置した場合、車での来場者には視認性が低い（反対車線から回り込む形の）ため、海浜公園側へのサイン設置を若洲海浜公園の管理者様と協議させていただくことは可能でしょうか。	若洲公園外の部分に関する関係機関との協議・調整は、公募設置等計画の認定以降に実施するものと考えております。ただし、設置個所やサイン形状など具体的なイメージ等あれば是非提案いただければと思います。
27	用途地域の変更を予定されているということですが、今回のサウンディングにおける提案では用途地域の変更を前提としたご提案でよろしいでしょうか。	変更前提で提案いただいて構いません。

28	<p>「整備業務については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施することを目安とする」とのことですが、令和7年4月1日からの供用開始が必須になりますでしょうか。または部分的に工事を行い、部分開園の形も検討できますでしょうか。（リニューアル工事の状況が現段階では未定であり、工期次第では改修に時間を要する可能性があるため。）</p>	<p>基本的には公園は供用した状態で、工事を行う部分を閉鎖する形を想定しておりますが、一時的な公園の全面閉鎖も否定するものではありません。特定公園施設の整備については、公募対象施設と同時に整備することが公園利用者の利便性向上につながるものは、公募対象施設の整備に合わせて実施していただいておりますが、それ以外の特定公園施設については、目安期間内に整備することが望ましいと考えております。ただし、目安期間内に全て完了させることは条件としない予定です。</p>
29	<p>公募時には特定公園施設の整備・改修における江東区の負担額の上限をご教示いただけるということでしょうか。</p>	<p>公募時に上限額を提示する予定です。負担額についても意見・提案いただければと思います。</p>
30	<p>ビジターセンターは公募対象公園施設として整理される場合は、設置管理使用料の負担の可否の想定をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>設置許可により設置する公募対象施設については、許可使用料をご負担いただくことを想定しておりますが、使用料に関する提案・意見もいただければと思います。</p>
31	<p>現在のビジターセンターは管理事務室やトイレ等の一般的には特定公園施設で整理されるものが含まれておりますでしょうか。</p>	<p>サービスセンターは全体が管理事務所という認識です。</p>
32	<p>自動車駐車場は既存の施設を維持管理運営する前提で指定管理者制度の中で維持管理運営を行う形になっておりますが、公募対象公園施設として民間側から追加でご提案することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、その際、指定管理対象施設と公募対象公園施設との管理区分をどのように考えるべきかの考え方を提案いただけますと幸いです。</p>
33	<p>江東区内に在住の障がい者の方の料金免状については現在どのような運営で判別されておりますでしょうか。</p>	<p>現地で障害者手帳と領収書を確認して、返金しております。なお、減免の要件や金額等は都市公園条例施行規則のとおりです。</p>
34	<p>認定計画の変更は公募時の提案に加えて新たに公園施設を設置した場合に必要ということでしょうか。それとも、既存の建物に加えて新たに公園施設を設置した場合ということでしょうか。 また、後者だった場合、既存の建物を解体して同じ場所に新たに建物を建てた場合も含まれますでしょうか。</p>	<p>前者になります。 認定公募設置等計画の認定後、その内容を変更しようとする場合は、都市公園法第五条の六に基づき、認定計画提出者が申請し、区が認定公募設置等計画の変更の認定を行う必要があります。</p>

35	全体的に既存施設の改修を中心とした整備を想定されているように感じますが、全体的に建て替えや新築を中心としたご提案も可能でしょうか。	既存施設は劣化・老朽化が進んでおり、改修では対応が困難と思われるものもあると想定しております。改修に限らず、建て替え、新築等どのようなリニューアル手法を提案いただいても構いません。
36	現在キャンプ場の運営については、指定管理者から株式会社ヒーローに業務委託を行っている認識で間違いはないでしょうか。また、指定管理期間終了のタイミングで委託契約は終了する認識で間違いはないでしょうか。	キャンプ場の運営については、指定管理者が自ら行っております。株式会社ヒーローは指定管理者所有施設のアウトドアセンターの運営を行っております。指定管理者所有施設は、指定管理期間の終了時に撤去することを条件としております。
37	今までの運営の中で蓄積してきた利用者のデータは新たなPark-PFI事業者へ引き継がれますでしょうか。	公募時に条件を提示します。現状では、利用者データ等の引継ぎについては、関連法令や協定等の規定に基づき、個別に判断する必要があると考えております。
38	植栽については、合理的な範囲内で伐採または移植を可能とする想定はありますでしょうか。	内容によりますが、公園利用者の利便性向上が図られるなどの理由により、必要最低限であれば、協議の上、可能と考えております。
39	新設のインフラについては事業者負担かと思いますが、既存の老朽化した排水管の撤去費用は江東区の負担であり、事業者は代理で撤去を行うという認識でよろしいでしょうか。	区の都合により撤去を行う場合は、撤去費用を区が負担しますが、事業者の都合により撤去をする必要が発生した場合は、認定公募設置等計画及び協定等で定めた負担割合とすることを想定しております。
40	風力発電設備は区の管理運営と理解しておりますが、風力発電機を照らしている照明設備も区の維持管理範囲の認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	「アウトドア利用者、スポーツ利用者の機能連携を促すようなイベントやプログラム等」とありますが近隣施設（競技場、野球場等）との連携を図る施策の提案を想定されておりますでしょうか？	現時点では近隣施設との連携を検討したことはありませんが、連携にあたっての課題など、意見いただければと思います。

42	「新たに樹木や草花を植えることも可能」とありますが、現在の植栽管理の問題点等あればご教示ください	<p>植栽管理に関する課題は以下のとおりと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンプ場からの越境枝が多い。</li> <li>・樹木が過密。</li> <li>・キャンプ場の繁忙期は芝が傷みやすい。</li> <li>・芝生張替後の養生期間中、キャンプ場の一部を閉鎖する必要がある。</li> </ul>
43	「新たに樹木や草花を植えることも可能」とありますが、高木等について高さ制限や生態系維持等の観点から制限があるようでしたら教えてください。	<p>江東区みどりの条例では、樹木の高さ制限や植栽してはいけない樹木はありませんが、外来生物法に指定されている生態系被害防止外来種の植栽や人体に有害な害虫が群生する樹木の密植はしないようにしてください。</p> <p>なお、制限ではありませんが、250㎡以上の敷地で建築行為を行う場合は、江東区みどりの条例に基づき、緑化に関する計画書を区長に提出して認定を受ける必要がありますのでご注意ください。</p> <p>詳細は下記のURLをご確認ください。</p> <p><a href="https://www.city.koto.lg.jp/470132/machizukuri/midori/shizen/7493.html">https://www.city.koto.lg.jp/470132/machizukuri/midori/shizen/7493.html</a></p>
44	現況の「敷地境界部分における樹木植栽計画」の内容を教えてください。	<p>公園南側は都立若洲海浜公園の海釣り施設と面しておりますが、キャンプ場の仕切り柵と敷地境界部分の高木により回り込まないとアクセスできない構造となっております。仕切り柵のあり方とともに、防風等の機能を鑑み、樹木植栽計画の見直しを検討していただき、海釣り施設と連携が図れるような提案・意見いただければと思います。</p>

45	<p>「図表リスク分担表」の※2の解説が見つからないのですがどちらにありますでしょうか？</p>	<p>欠落しておりましたので、以下のとおり追記いたします。</p> <p>※2 自然災害等不可抗力への対応</p> <p>○災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行なってください。</p> <p>○特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、区は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。</p> <p>○業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、区は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。</p>
46	<p>「図表リスク分担表」の「需要変動 当初の需要見込みからの変動」について事業者負担となっておりますが、今回のコロナによる消毒液の導入などの場合、事業者が負担するイメージになりますでしょうか？</p>	<p>感染症によるリスクについては、一般的に需要変動ではなく、不可抗力の一部として位置づけることが適切であると認識しています。したがって、原則として、予見可能性の低い感染症に伴う「業務の変更、中止、延期、臨時休業」に係る損害等について、公募対象公園施設については事業者が、上記以外については区が負担することが求められるものと考えます。ただし、上記に含まれない各種損害については、個別の事情に応じて、事業者と区との間で協議の上、負担を検討することになるものと考えられます。</p>
47	<p>ビジターセンター整備/改修をする場合、全てが公募対象公園施設として民間資金のみで考えるのでしょうか。 (ビジターセンターの一部は特定公園施設として公的資金を入れる事はできないでしょうか。)</p>	<p>原則として、新しくビジターセンターを整備等する場合には、公募対象公園施設として、区より設置許可を受け、事業者の所有のもと整備・運営することが求められます。また、既存のビジターセンターを改修等する場合には、改修等の後、区より管理許可を受け、事業者が運営することが求められます。上記は公募対象公園施設と位置付けられ、原則として特定公園施設として整備等または改修などを行うことは想定していません。ただし、上記とすることによる不都合などがあるようでしたら、ご意見いただきたいと思っております。</p>

48	既存サービスセンター等の除却、解体を行う場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	既存施設の除却・解体については、区の都合により撤去を行う場合は、撤去費用を区が負担しますが、事業者の都合により撤去をする必要が発生した場合は、認定公募設置等計画及び協定等で定めた負担割合とすることを想定しております。
49	公募対象公園施設の設置使用料の最低金額があればご教示ください。	江東区都市公園条例及び江東区都市公園条例施行規則に定められているとおり、土地使用料は400円/㎡・日です。（令和4年2月18日現在）実際の条件については、公募時に示します。
50	イベント広場自体の設置使用料は¥0でしょうか。	設置許可を必要とする工作物を設置する場合や管理許可施設に位置付ける場合は、使用料が発生します。
51	イベント広場で事業者が自主イベントを行う際は利用料¥0と考えてもよろしいでしょうか。	公園占用許可を必要とする場合は公園占用料が発生します。
52	イベント広場の利用料金を事業者で設定できる場合、利用料は事業者収入でよろしいでしょうか。	利用料金は主催者の収入とすることができます。
53	今回のサウンディング調査の結果概要の公表について、参加者（企業名）の公表はあるでしょうか。（ホームページ上で一般公開又は参加者内での公表）	現時点では予定はございません。
54	現行駐車場の規模は492台との記載がありますが、駐車場の利用率と収入実績の推移等について、データ等があればご教示をお願いいたします。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
55	現行のキャンプ場の利用内容とキャパシティ、利用実績（収入を含む）の推移を示すデータ等がありましたら、ご教示をお願いいたします。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
56	多目的広場で開催されたコンサート等の大規模イベントの実績（内容・利用人数等）を、直近数年分お示しいただけるでしょうか？ご教示をお願いいたします。	近年は、4万人規模の大規模音楽イベント（ロックフェス）が年2回開催されています。なお、令和2年度及び3年度につきましては、コロナの影響もあり中止となっております。

57	年間の来園者数と月別の来園者の推移、1日あたりの来園者(平日、休日別)について、ご教示願います。	資料1「江東区立若洲公園の概要」のP.25～27をご参考ください。詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
58	公園に来た方の過ごし方とその比率について(キャンプ、ピクニック、釣り…etc)データがあれば、お示しいただきたく存じます。	資料1「江東区立若洲公園の概要」のP.25～27をご参考ください。
59	過去公園利用者へアンケートを取った事がある場合、その内容と回答、集計結果について、ご教示願います。	資料1「江東区立若洲公園の概要」のP.25～27をご参考ください。
60	よく届けられる苦情、要望等について、ご教示願います。	指定管理者には、トイレの清掃に関する要望や飲食店の設置要望、区には、キャンプ場の予約方法に関する要望等が寄せられております。
61	公園内の利用者数の分布について、データがございましたらご教示願います(平日、休日別)。	資料1「江東区立若洲公園の概要」のP.25～27をご参考ください。
62	学校の遠足や課外授業等での利用はあるかどうか。データがあればお示しください。	江東区青少年課の事業でキャンプ場を利用した実績があります。また、大型バスの駐車場があるため、遠足での昼食利用などがあります。
63	バス等公共交通機関との、広報・PR等を含めた連携があるか、あればその内容についてご教示願います。	特にございません。
64	過去実施した又は持ち込まれて実施したイベントの中で人気があった内容について、ご教示願います。	イベントに関するアンケート等は取っていないため、把握はしておりません。
65	地域振興イベント、地元連携イベント等の実績があれば、ご教示をお願いいたします。	区が把握しているものはございません。
66	スポーツ系イベントの実績があれば、内容と規模等についてご教示をお願いいたします。	スポーツイベントの実績はありません。
67	商業用撮影やイベントなど、申請が必要な公園利用の件数と、その内訳について、ご教示をお願いします。(1か月平均)	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。

68	現状の人員配置、体制について、ご教示をお願いいたします。 可能ならサービスセンター、サイクルセンター、キャンプ場等の別でご教示願います。	R3年度は、職員（所長含む）が18～22名、警備スタッフ（委託）が2～10名配置する計画となっております。
69	レンタサイクル、サイクル広場の利用・収益の実績、推移等について、データがあればご教示願います。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
70	1か月あたりの落とし物の数と内容、その処理について、ご教示お願いいたします。	落とし物に関するお問合せは、隣接する都立若洲海浜公園に関するもの混在しているため、若洲海浜公園と拾得物一覧を共有しております。数としては、1か月で10～20件程度あり、内容は衣料(ジャケットや帽子など)、キャンプ用品等が多くなっております。貴重品は警察に届出を行い、それ以外の落とし物については、一定期間保管し、問い合わせがなければ処分しております。
71	指定管理事業収入の内、利用料金施設（駐車場とキャンプ場）による収入実績と、収入に占める割合についてご教示願います。	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
72	コロナの影響による利用料金施設や自主事業の利用増減や、管理運営業務内容の増減について、データがあればお示しいただきたく存じます。	コロナの影響については、現時点では取りまとめておりません。
73	駐車場の利用料金の変化の推移についてデータがあればお示しく下さい。	平成18年に区に若洲公園が移管されて以来、若洲公園自動車駐車場の使用料は普通車1回あたり500円に変更はありません。また、大型バスの使用料につきましては、平成24年に1回あたり2,000円と定められ、現在まで変更はありません。
74	駐車場について、現行の料金を時間制などに変更することは可能でしょうか、ご教示願います。	駐車場は、現在は有料公園施設として条例に位置付けられており、条例で定める金額を上限として利用料金を指定管理者が設定しております。有料公園施設としての位置づけを見直し、管理許可施設に位置付けた場合、許可使用料は発生しますが、利用料金については管理許可を受けた事業者の裁量に委ねられます。

75	<p>キャンプ場は、柵等で囲まれ出入口にゲートがありますが、キャンプ場を柵で囲む必要がある理由をご教示願います。</p> <p>キャンプ場と海との間も出入りが出来なくなっているようですが、その理由があればご教示願います。</p> <p>キャンプ場の柵やゲートを撤去して出入自由にした場合、想定される問題点についてご教示をお願いいたします。</p>	<p>キャンプ場が有料施設であるためです。</p>
76	<p>サービスセンター、レンタルショップなどを合築し建替えることについて、区のお考えを伺いたく存じます。</p>	<p>ビジターセンターを新たに公募対象公園施設として整備を行う場合には、合築することは問題ないと考えております。</p>
77	<p>多目的広場で有料コンサート等を開催する場合、料金の上限はございますか。ご教示をお願いいたします。</p>	<p>多目的広場は有料公園施設ではないため、利用料金の上限は設定されておりません。</p>
78	<p>多目的広場のコンサート利用等に関し、利用頻度の制限はございますか？ご教示をお願いいたします。</p>	<p>現在若洲公園では、芝生の保護を目的に、芝生地内での大規模音楽イベントの開催を、年間4回まで、開催間隔を2か月以上空けることを条件に許可しております。</p>
79	<p>多目的広場は草地ですが、舗装を人工芝等踏圧に強いものに変更し、イベント利用等の頻度を高めることができるでしょうか？区のお考えをご教示願います。</p>	<p>人工芝等に変更する場合は、同等以上の緑地面積を新たに公園内の他の場所で確保してください。</p>
80	<p>有料のスポーツ施設を計画した場合、利用料金の制限(上限等)はございますか。考え方等のご教示をお願いいたします。</p>	<p>設置許可による公募対象公園施設は、原則として、利用料金は設置者の裁量に委ねられます。</p>
81	<p>宿泊施設を計画した場合、利用料金等の設定に関し、制約(上限等)はございますでしょうか。ご教示をお願いいたします。</p>	<p>設置許可による公募対象公園施設は、原則として、利用料金は設置者の裁量に委ねられます。</p>
82	<p>海釣り施設を有料施設とすることは可能でしょうか？長所、短所を含めお考えをご教示願います。</p>	<p>海釣り施設は都立若洲海浜公園の施設のため、不可です。</p>
83	<p>公園全体または、公園施設にネーミングライツを設定することは可能でしょうか？ご教示をお願いいたします。</p>	<p>現時点では導入可能性について検討している段階です。設定したい施設や想定される経済効果など、提案・意見いただければと思います。</p>

84	公園施設の屋上に太陽光発電施設を設置し、平常時は売電も行い、震災時など非常時には非常用電源として利用することは可能でしょうか？ ご教示をお願いいたします。	検討や調整を行う必要がありますが、法令等を遵守する限りにおいて、基本的には可能と考えます。
85	公園内の施設等の改善に当たり、現状のままにすべき場所、また、改善すべき場所等のお考えがあれば教示をお願いいたします。	資料1「江東区立若洲公園の概要」P.32にあります、駐車場のうち東京都臨港道路下にある区域については、駐車場以外への用途変更は難しいと考えております。 既存施設は劣化・老朽化が進んでおり、抜本的な対応が必要であるとと考えております。
86	駐車場の利用実績に関して、2016年度～直近までにおける以下項目について教えてください。 ・年度別の収支 ・日別の駐車場利用台数に関する実績（※大型車、普通車、身障者の内訳含む） ・オートバイの利用台数	詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
87	定期利用など特殊な運用を行なっているものがあれば教えてください。	特にございませぬ。
88	周辺施設と連携、協力して実施していること（イベントなど）があれば教えてください。	都立若洲海浜公園と連携して一体的なイベント「シーフロントミュージアム」を年2回実施しております。
89	駐車場として利用している東京都臨港道路下の占用部分について、占用内容および条件を教えてください。	占用主体が区ではないため詳しい内容は把握しておりませぬ。
90	駐車場の精算機等の機器（メーカー名、型番、所有者等）について教えてください。	メーカー名：三菱プレシジョン 型番：AP-100 その他詳細な資料につきましては、公募時に参考資料等として開示することを検討しております。
91	駐車場、交通アクセスに関する課題、利用者からのご意見があれば教えてください。	駐車場の入口が分かりづらぬといった意見の他に、平成30年の調査時には、駐車場の空き状況が分かるようにしてほしい、バスの本数を増やしてほしいといった意見がありました。

92	<p>利用料金について</p> <p>区民の方の利用頻度を高めるための料金設定を提案することが求められていますが、料金ではなく、サービスで差別化を図り、利用頻度を高めることでもよいのでしょうか。</p> <p>また、サービスによって、あるいは、需要によって、利用料を高くしたいと思いますが、公園という土地柄、抑制しなければならないなど、制限があればご教示願います。</p>	<p>利用料金の差別化と同等以上の効果が見込める場合は、サービスによる差別化も可能性はあるかと思っておりますので、提案・意見いただければと思います。条例で有料公園施設に位置付けられていない施設の利用料金については、設置管理許可施設については、設置もしくは管理許可を受けた者の裁量に委ねることも可能です。ただし、その場合でも当該利用料金等が社会通念上適切なものであることが必要となります。</p>
93	<p>事業者の応募要件について</p> <p>事業スキーム骨子案の7ページより、①「事業者」は、「公募設置予定者」と「指定管理者」の両方を兼ね備え、同19ページより、②「園地維持管理業務を担当する法人は、4ha以上の規模の総合公園の管理運営に係る実績を有することとし、代表企業または構成団体として参画」することが要件であり、また、③「公募対象公園施設の管理運営を実施する法人のうち少なくとも1社は、過去10年以内に、提案いただいた公募対象公園施設と類似する用途に係る管理運営の実績を有すること」とあります。①～③すべてを備えていれば大丈夫、という認識で間違いないでしょうか。少々分かりにくかったので、ご教示願います。</p>	<p>①については、現在、区の条例では、Park-PFI事業者と指定管理者はそれぞれ別々の手続きを経て選定されるため、Park-PFI事業者が自動的に指定管理者も兼ねることができるということではございません。ただし、Park-PFI事業者が公園全体の指定管理者になることのメリットについては区も認識しておりますので、手続きについて検討中です。</p> <p>②③については、単独での応募であれば両方兼ね備えていること、グループでの応募であればグループ全体として兼ね備えていることを条件とすることを予定しております。あくまで公募への応募条件であり、サウンディング時に本条件を満たしている必要はありません。</p>
94	<p>近隣施設との連携について</p> <p>相乗効果を目指されているご様子が見取れますが、近隣の公園や護岸部分での取組や、交通インフラの拡充など、すでに計画されている、あるいは、決まっていることがありましたら、URLでも構いませんので、ご教示いただけますと助かります。</p>	<p>具体的な取組みや計画はございません。提案・意見いただければと思います。</p>

95	<p>自由裁量の範囲について</p> <p>各種法令に従うことが大前提であると思いますが、一方で、これまでの江東区（あるいは東京都）の運用をそのまま維持するとなると、事業的には難しくなる恐れがあります（例えば新型コロナ対応についても、人数制限すれば営業できるのか、ほかの公共施設と同様、休みとしなければならないのか等）。開園時間や開園条件などの自由裁量の範囲について、予めご教示いただけますと助かります。</p>	<p>基本的にはPark-PFI事業者が運営する施設についてはPark-PFI事業者が、指定管理範囲は指定管理者が判断することを考えておりますが、国や都の要請や動向によっては、区が公園施設の取り扱いについて判断することも可能性としてはあります。</p>
----	--	--